

○指定技能教育施設の連携科目等の指定

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により指定技能教育施設における連携科目等の指定をしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

令和四年四月一日

岐阜県教育委員会  
教育長 堀 貴 雄

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

学校法人平野学園 ヴィジョンネクスト情報デザイン専門学校  
岐阜県大垣市清水町六十五番地

二

連携科目等  
生活デザイン科

連携科目

連携科目に対応する高等学校の科目

生活産業情報  
課題研究

生活産業情報  
課題研究

国際ビジネス科

連携科目

連携科目に対応する高等学校の科目

ソフトウェア活用

ソフトウェア活用

ビジネス・コミュニケーション

ビジネス・コミュニケーション

ライフステージ・デザイン科

連携科目

フードデザイン

保育基礎

保育実践

社会福祉基礎

連携科目に対応する高等学校の科目

フードデザイン

保育基礎

保育実践

社会福祉基礎

○指定技能教育施設の連携科目等の指定等

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により指定技能教育施設における連携科目について次のとおり指定の解除をしたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

岐阜県教育委員会  
教育長 堀 貴 雄

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

学校法人平野学園 ヴィジョンネクスト情報デザイン専門学校  
岐阜県大垣市清水町六十五番地

二 解除した連携科目

生活デザイン科  
リビングデザイン  
国際ビジネス科  
ビジネス情報  
総合実践  
ビジネス実務  
ライフステージ・デザイン科  
課題研究  
子どもの発達と保育

三

令和四年四月一日  
解除した期日  
子ども文化  
デザイン

○指定技能教育施設の連携科目等の指定等

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により指定技能教育施設における連携科目について次のとおり指定の解除をしたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年四月一日

岐阜県教育委員会  
教育長

堀

貴雄

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

学校法人土岐学園 中部国際自動車大学校  
岐阜県土岐市肥田浅野朝日町二―七

二 解除した連携科目

工業数理基礎

情報技術基礎

三

解除した期日  
令和四年四月一日